

県産品生産・製造・販売事業者の皆様へ

社長さん。その商品、登録してPRしませんか？



### とっとり県産品「鳥取物がたり」登録制度の概要

鳥取県では、県産品の利用促進を図るため、一定の要件を満たす県産品を「とっとり県産品「鳥取物がたり」」として登録しています。

登録された県産品は、「鳥取物がたり」のロゴマークを表示して県産品であることをPRすることができ、県もホームページやイベント等で登録県産品をPRします。

○県産品とは？

| 区分   | 事例   |
|--|--|
| 県内において生産若しくは製造加工された産品                                    | ・県内で製造された加工食品(例 佃煮など)<br>・県内で製造された工業製品(例 LED照明など)<br>・県内で開発されたシステム(例 防犯システムなど)                                 |
| 県外において生産若しくは製造加工された産品であって産品を特徴づける材料、技術等が県内で生産又は伝承されているもの | ・県内水揚げの蟹の甲羅から抽出したグルコサミンを使った飴など<br>・県産二十世紀梨のエキスをを使ったパウンドケーキ、県産木材を使ったパネルなど<br>・県内の技術を使って県外で製造された製品(氷温技術を使った食品など) |

### 内容

○対象者: 産品の生産若しくは製造加工若しくは委託製造加工により販売をする者又はこれらの者で組織する法人その他の団体(定款、寄付行為その他これらに準ずるものを有している者に限る。)のうち、次の基準を遵守した事業者を対象としています。

(1)社会的信用を失墜するような法令違反を行っていないこと。

(2)消費者からの意見・問合せ窓口及び苦情処理体制が整備されていること。

○登録方法: 事業者から申請いただいた県産品については、関係法令等への適合の確認等を経て登録の可否を決定します。

○登録後の支援: 商品パッケージや出荷資材版下作成経費について  
1商品あたり対象経費の1/2(50千円を限度)を支援します。



ロゴデザインイメージ

### 申請方法

とっとり県産品「鳥取物がたり」登録要綱に基づき、登録申請書に必要な書類を添えて以下のあて先まで提出してください。

なお、申請様式は下記ホームページからも入手できます。



〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地  
鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局 食パラダイス推進課  
電話 0857-26-7853 ファクシミリ 0857-21-0609  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/223991.htm>

とっとり県産品

検索